

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）に配属され、自動車整備士として就労していた。

平成〇年〇月、会社は事業場社員の親族から、請求人との金銭問題を含むトラブルについて相談を受け、事実確認の調査を開始した。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、会社お客様相談室室長から呼び出され、請求人を犯罪者扱いする取り調べを受け、その後、事業場店長及び会社顧問も加わり、同月〇日まで4回にわたって自白の強要・脅迫をされたことにより、抑うつ状態に陥り、体調不良になったという。

請求人は、同月〇日、D医院に受診し、「うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「精神部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、療養経過及び主治医診断等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月中旬頃としている。

請求人の症状経過等に照らすと、当審査会としても、精神部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人及び請求代理人（請求人及び請求代理人を併せ、以下「請求人ら」という。）は、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による出

来事として、会社関係者らによる事情聴取を挙げ、当該事情聴取は、①聴取の対象が会社の業務とは関係のない個人的な問題に関するものであった、②聴取が異常な長時間行われた、③聴取が継続的監視下に行われた、④聴取において請求人の人格や人間性を否定する言動が継続してなされた、⑤聴取が複数人により結託して行われたものであり、請求人に対してこのように過酷な事情聴取が行われたことにより請求人が本件疾病を発病した旨主張するところ、請求人らが主張する出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当する。

- (5) 上記事情聴取は、平成〇年〇月〇日、請求人の後輩社員であるEの親族が事業場に来店し、Eが請求人から多額の金銭を要求されているとして事業場に相談したことを契機として行われたものであるが、会社が把握した請求人から多額の金銭を要求されたとする具体的内容は、①仕事でミスをする、請求人から罰金〇から〇円を支払えと言われ、4、5回支払った、②請求人所有のタイヤ/ホイールセットを〇円で無理矢理購入させられた、③請求人から借りていたジャッキを返却しなかったことで、延滞金〇円を支払った、④請求人の乗用車を購入させられ、〇円ほどの高額なローンを組まされたが、ローンの契約書は請求人の言うとおりに記載し、その控え等を一切もらっていない、⑤請求人の乗用車を購入する前提として自身の乗用車を売却され、その代金〇円ももらっていない等というものであった。

Eの親族から事業場に対してなされた相談の内容は、請求人らが主張するように請求人とEとの個人間の問題に関するものであるものの、請求人とEは共に事業場の社員として先輩・後輩の関係にあり、日々の業務を一緒に遂行する立場にある以上、会社が綱紀を維持し、円滑に業務を運営するため、上記相談内容に関し請求人から必要な事情聴取を行うことには合理性が認められるものと判断する。したがって、聴取の対象が会社の業務とは関係のない個人的な問題に関するものであったとの請求人らの主張は採用できない。

- (6) 請求人に対する事情聴取は、①平成〇年〇月〇日、②同月〇日、③同月〇日、④同月〇日の計4回実施され、それぞれの実施時間及び所要時間は、①9時30分～14時まで 所要時間4時間30分、②13時39分から20時40分まで 所要時間7時間1分、③13時38分から20時46分まで 所要時間

7時間8分、④13時53分から24時01分まで 所要時間10時間8分と認められる。

1日当たり7時間から10時間もの事情聴取は、一般的に会社が行う事情聴取としては請求人らが主張するように相当に長いと考えられる。しかしながら、上記(5)のとおり、会社が把握した請求人から多額の金銭を要求されたとする具体的内容は多岐にわたっていることから、これらについて事実関係を詳細に把握するためには、相応の時間を要するものと考えられ、また、請求人の申述とEの申述が多く、点で相反する内容であったこと、会社として可能な限り早期に事実関係を明らかにする必要があると考えられることから、長時間の事情聴取となったことはやむを得ないものと考えられ、併せて、請求人が上記④の聴取において結果的にそれまでの申述と異なる申述を行った経過を勘案するに、長時間の事情聴取となったことを請求人の心理的負荷の強度に影響するものとして評価することはできないものと判断する。

(7) 請求人らが、事情聴取が継続的監視下に行われた、聴取において請求人の人格や人間性を否定する言動が継続してなされた、聴取が複数人により結託して行われたと主張する点について、当審査会として本件一件記録を確認したところ、会社提出の請求人との会話録音記録文書、請求人からの聴取録音記録文書に当該事情聴取の内容、状況が客観的に記録されていると認められることから、これら記録文書に記載された内容を精査した。

その結果、請求人が各事情聴取において、トイレに行けない状況があったものとは認められず、また、請求人らが主張するように、上記④の聴取において、請求人がトイレに行かせてほしいと求めたのに対し、F顧問が誰か一緒に行ってくださいとの旨を述べていることは認められるものの、そのことのみをもって会社関係者が請求人を継続的に監視し続け、事実上軟禁状態においていたとの請求人らの主張を肯定することはできず、ほかに当該主張を肯定すべき状況も認められない。

次に、上記④の聴取において、請求人を誹謗する一連の発言があったことは平成〇年〇月〇日の記録文書から確認できるところであるが、当該発言は、決定書理由に説示のとおり、請求人の申述するEの乗用車の売却価格が、会社が把握した価格と異なるにもかかわらず、聴取者の再三の問いかけに対し請求人が自ら明らかにしないという状況においてなされたもので、上記④の聴取の開

始から終了に至るまで終始認められるものではなく、また、請求人も、上記③の聴取については、聴取者の態度も優しい感じで、対等の立場で話を聞かれた旨や会社で受けた事情聴取の中で人格否定されたのは上記④の聴取だけである旨自ら述べるように、それ以前の上記①から③の聴取において同様の発言は認められない。こうした状況と請求人が上記④の聴取において結果的にそれまでの申述を覆すに至った経過を併せ勘案するに、当審査会としても、請求人を誹謗する発言が執拗に繰り返されたものとして評価することはできない。

さらに、Eからの聴取録音記録文書の内容をも踏まえると、決定書理由に説示のとおり、Eの申述内容が変遷するためG店長が請求人に同情し、Eの申述内容を虚偽ではないかと疑う状況も認められることから、当審査会としても、一連の事情聴取が複数人により結託して行われたとする請求人らの主張を認めることはできないと判断する。

以上のことから、平成〇年〇月〇日の事情聴取において会社関係者から請求人を誹謗する一連の発言があったことは認められるものの、当該発言が執拗に繰り返されたものとして評価することはできず、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、月100時間程度となる時間外労働は認められないため、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。